○防衛装備庁告示第一号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

令和八年一月七日

防衛装備庁長官　青柳　肇

日　時　令和八年一月十〇日から同月十六日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

区　域　下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(オ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四一度三二分四七秒

(イ)　北緯四一度一八分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒

(ウ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二六分四七秒

(エ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

(オ)　北緯四一度一六分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

その他

一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで	前	二三・一五～五二・二七メートル	〇・三六一キロメートル
	後	二三・一五～五〇・八八メートル	〇・三六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び六号	名取市飯野坂三丁目三九六番から同市飯野坂三丁目一七三番四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

○中部地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島田市志戸呂字滝ノ谷一一一七番一から同市志戸呂字杉沢三三三番一まで	前	四八・〇六～六〇・六八メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	四八・〇六～六〇・八八メートル	〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	島田市志戸呂字滝ノ谷一一一七番一から同市志戸呂字杉沢三三三番一まで	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

○九州地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び二百五十一号	諫早市森山町田尻字東九平次一六二一番六から同市森山町田尻字東中仕切九七八番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月七日

国会事項

衆議院

辞令

（国際部副部長）衆議院参事　佐藤　浩

警務部長を命ずる

（環境調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　鈴木　努

衆議院常任委員会専門員に任命する

環境委員会専門員を命ずる

環境調査室長に充てる

（議事部副部長議事部請願課長事務取扱）衆議院参事　小関　隆史

情報監視審査会事務局長を命ずる

（衆議院法制局法制主幹）衆議院法制局参事　原田　健成

衆議院参事に任命する

議事部付を命ずる

（議事部議事課兼議事部資料課）衆議院参事　岡山　恵梨

議事部議事課法規主幹を命ずる

（委員部第四課長兼委員部第五課長）杉本　守

議事部請願課長を命ずる

（委員部第五課調整主幹）同　成瀬　克実

委員部第三課調整主幹を命ずる

（委員部第三課調整主幹）同　佐々木伸之

委員部第四課長を命ずる

委員部第五課長兼務を命ずる

（委員部調査課調査主幹）同　畠山　利行

委員部第五課調整主幹を命ずる

（委員部調査課）同　大塚　陽子

委員部調査課調査主幹を命ずる

（警務部警備課長）同　臼井　俊二

警務部副部長を命ずる

警務部警務課長事務取扱を命ずる

（警務部防災課）同　菊地　猛

警務部警備主幹を命ずる

警務部防災課防災主幹兼務を命ずる